

## 5 9 畜産経営環境保全施設に係る融資制度及びリース事業の概要

(平成27年4月1日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付限度額		貸付利率	償還期限
農業経営基盤強化資金	施設や機械の購入、規模拡大や設備投資に伴う経営費	個人 法人	30,000万円 100,000万円	0～0.2% 国の無利子化措置の対象となる場合あり	25年以内 (据置10年以内)
農業近代化資金	農業公害防止のための施設、機械器具	個人施設	個人 1,800万円 法人、農業を営む任意団体など 20,000万円	0～0.2% 県の特例適用要件に該当するものは、無利子化措置の対象となる場合あり	7～15年以内 (据置2～7年以内)
		共同利用施設	農協等 150,000万円 ※農業参入法人 15,000万円	0.2%	7～20年以内 (据置2～7年以内)
畜産経営環境調和推進資金	家畜排せつ物の管理の適正化、利用の促進のために必要な施設、機械等の整備	処理高度化施設整備計画 ①、②いずれか低い額 ①自己負担の8割(特認9割) ② 個人 3,500万円(特認1億2,000万円) 法人 7,000万円(特認4億円) 共同利用施設整備計画 自己負担の8割		(処理高度化)補助 0.1% 非補助 0.1% (共同利用) 0.1% ※28年10月20日現在	20年 (据置3年) 利用料、出資金に係るもの 15年 (据置3年)
畜産高度化支援リース事業	発酵機(装置)、攪拌乾燥機(装置)、火力乾燥機、送風機(装置)、換気扇、ふん尿焼却炉、鶏ふんボイラー、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	リース(補助無)		0.7% ※下記の者は、0.5% ・認定農業者 ・旧1/2補助付きリースの対象施設等を借り受けるもの ・申請額が200万以上で、過去に借受実績のある者 ・口蹄疫又は自然災害の発生により深刻な影響を受けた者	法定耐用年数以内で、機械装置別に定める